

第370回矢板市議会定例会

提出議案説明書

令和3年12月

矢板市

提出議案説明書

第370回矢板市議会定例会に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会に提出いたしました議案は、市長の専決処分事項承認1件、補正予算4件、条例の一部改正2件及びその他2件の計9件であります。

議案第1号 市長の専決処分事項承認については、専決第10号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第6号）であります。

国の令和2年度第3次補正予算繰越分による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、「事業者支援分」の追加交付に係る諸事業の経費で、歳入歳出にそれぞれ2,880万円を追加計上し、予算総額を140億1,620万円に補正したものであります。

まず、歳出について御説明申し上げますと、民生費の障害者総合支援事業、高齢者在宅生活支援サービス総合推進事業、児童措置費及び児童館施設費、農林水産業費の農業振興事業及び商工費の商業振興費に係る経費を追加計上いたしました。

これらに係る財源につきましては、国庫支出金及び繰入金を追加計上いたしました。

緊急執行を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、法の定めるところにより専決処分をいたしました。

参 考 地方自治法（抜粋）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の

場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。以下省略

2 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 省略

議案第2号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出にそれぞれ3億8,210万円を追加計上し、予算総額を143億9,830万円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出から御説明申し上げます。

総務費におきましては、人事給与管理費、財産管理費、企画調整費等に係る経費を追加計上いたしました。

民生費におきましては、障がい者福祉対策事業、障害者総合支援事業、生活困窮者自立支援事業等に係る経費を追加計上し、後期高齢者医療費及び介護保険特別会計繰出金に係る経費を減額いたしました。

衛生費におきましては、健康づくり事業及び予防費に係る経費を追加計上いたしました。

農林水産業費におきましては、農業振興事業及び生産調整推進対策事業に係る経費を追加計上いたしました。

教育費におきましては、小・中学校一般管理費、社会教育振興費及び文化財保護費に係る経費を追加計上いたしました。

諸支出金におきましては、土地開発基金積立金に係る経費を追加計上いたしまし

た。

また、職員給与費等についても、時間外勤務手当の調整等を行いました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を追加計上いたしました。

あわせて、地方債につきましても、所要の補正をしようとするものであります。

議案第3号 令和3年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出からそれぞれ2,621万3千円を減額し、予算総額を33億2,760万7千円に補正しようとするものであります。

歳入には、介護保険料を追加計上し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額いたしました。

歳出には、総務費、地域支援事業費及び基金積立金を追加計上し、保険給付費を減額いたしました。

議案第4号 令和3年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ3,245万5千円を追加計上し、予算総額を36億9,751万4千円に補正しようとするものであります。

歳入には、県支出金を追加計上し、歳出には、保険給付費を追加計上いたしました。

議案第5号 令和3年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ1,731万2千円を追加計上し、予算総額を4億

3, 363万2千円に補正しようとするものであります。

歳入には、後期高齢者医療保険料を追加計上し、歳出には、後期高齢者医療広域連合納付金を追加計上いたしました。

議案第6号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第7号 矢板市国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 市町の境界変更について及び議案第9号 市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議については、県営中山間高原地区土地改良事業の施行に伴う矢板市と塩谷郡塩谷町との境界変更及び当該境界変更に伴う財産処分に関する協議について、法の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋)

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

第2項から第4項まで 省略

5 第1項及び第3項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

6 第1項及び前3項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

以下省略

以上が、本定例会に提出いたしました議案の概要であります。
何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。